

## 通所サービス事業所用チェックリスト

問1. あなたが利用または従事している事業所は、通所によるサービスまたは短期入所を提供する事業所ですか？

(居宅サービス等(介護))

通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

(注) 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業のうち予防通所介護、教室型通所事業

(訪問系サービス等(障害福祉))

短期入所、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)

(注) 地域生活支援事業(訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業)を含む。

はい → 2枚目のフローチャートへ

いいえ → 今回の接種方法の対象ではありません

あなたが利用または従事する通所サービス事業所には、令和4年3月31日までに65歳に達する利用者がいますか？※1

いいえ

今回の接種方法の対象ではありません。

はい

あなたが利用または従事する通所サービス事業所で医療機関と調整を行い、接種を行うことは可能ですか？※2

いいえ

枚方市新型コロナワクチン接種予約サイトで接種間隔を前倒して予約するための事前申請を受付けております。申請後、集団接種会場または一般受付をしている医療機関での接種予約が可能になります。希望される方への案内をお願いします※3

はい

被接種者の接種券が印字された予診票は届いていますか？

いいえ

(※4)の要件を満たしますか？

はい

医療機関と接種日、接種場所及び接種人数の調整をお願いします。

はい

いいえ

接種券が印字された予診票が届くまでお待ちください。

初回接種（1・2回目）の2回目から6か月以内の接種はできません！

- ※1 対象の方がお一人でも利用されていれば、その事業所の利用者及び従事者全員が前倒しの対象となります。
- ※2 接種場所は通所サービス事業所または医療機関が想定されます。接種場所は医療機関と調整をお願いします。
- ※3 事前申請には接種券が印字された予診票が必要です。お手元に届いてから事前申請をお願いします。なお、枚方市外に住民票がある方はコールセンターでの接種予約のみとなります。
- ※4 下記①～④すべてを要件を満たす場合は接種券が印字された予診票が届いていなくても接種が可能です。
  - ① 接種予定者が接種済証、接種記録書または接種証明書を提示し、初回接種（1・2回目接種）を受けた日が確認できるとともに、2回目接種より6か月を経過していること
  - ② 後日、接種券が印字された予診票を必ず医療機関へ提出することができること
  - ③ 医療機関または通所サービス事業所で接種を行うこと
  - ④ 接種される医療機関が了承されていること